

# 記載例 10

## 一部の洗浄可能部位の課電洗浄を実施後、未洗浄、濃度超過又は未測定のある部位がある場合の届出

**洗浄可能部位**とは、変圧器本体（変圧器本体に付属する共油型プッシングを含む。）、LTC及び浄油機、エレファント、感温部、中間室のいずれかに該当するもの（絶縁油が使用されていない部位及び絶縁油が使用されている部位であって絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料1kgにつき0.5mg以下のものを除く。）とする。また、からの部位については、変圧器本体の絶縁油と同系統となっている場合にあっては、変圧器本体として取り扱う。

様式第13の3  
ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物変更届出書  
平成30年 2月 4日

九州産業保安監督部長 殿

住所 〒XXX-XXXX  
愛知県名古屋市 区 X-X-X  
氏名 株式会社ポリエンカ産業  
代表取締役 美苗 二傳流

電気関係報告規則第4条の2第1項の表第2号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の変更について届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	株式会社ポリエンカ産業 九州特機製造工場
事業場の所在地	〒XXX-XXXX 宮崎県延岡市 X-X-X
連絡先	株式会社ポリエンカ産業 九州特機製造工場 生産事業部 設備管理第一課 環境保全係 TEL XXX-XXXX-XXXX

(変更に係る事項)

変更年月日	平成30年 2月 1日
変更前	
変更後	(一部PCB洗浄) 微量PCB含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書に従って添付の課電自然循環洗浄実施報告書のとおり洗浄した。 (洗浄済みの部位:変圧器本体) (未洗浄の部位:共油型以外のプッシング、LTC及び浄油機) (濃度超過部位:なし) (未測定部位:共油型以外のプッシング)

(その他参考となるべき事項)

(一部PCB洗浄に係る電気工作物の概要)

種類:変圧器 定格容量:10,000kVA 製造者名: 社製  
表示記号等: -

変更前の欄は、2回目以降の一部の部位の課電洗浄を完了した場合にあっては、前回の課電洗浄の完了後に提出した変更届出書の変更後の欄に記載したものを転記すること。  
(本記載例は、1回目の場合のものであるため、空欄となっている。)

変更後の欄は、「一部PCB洗浄」と記載する。また、課電洗浄手順書に従って課電自然循環洗浄実施報告書のとおり洗浄した旨を記載すること。

洗浄済み、未洗浄、濃度超過及び未測定のある部位としては、変圧器本体、LTC及び浄油機、エレファント、感温部、中間室、共油型以外のプッシングのうち、該当するものを記入すること。また、該当するものがない場合は、「なし」と記入すること。

添付書類として、課電洗浄手順書に基づき、課電自然循環洗浄実施報告書及び添付書類の写しを添付すること。

その他参考となるべき事項の欄は、一部PCB洗浄を行った電気工作物の概要を記載すること。